## 社会福祉法人宮若市社会福祉協議会役員・評議員の報酬等に関する規程

平成 20 年 4 月 1 日施行 平成 29 年 1 月 18 日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮若市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定 款第10条並びに第25条の規定に基づき、役員・評議員の報酬等について定めるもの である。

## (報酬等)

- 第2条 会長の報酬額は、月額40,000円とする。
- 2 前項の報酬において、月の中途で異動があった場合の支給については、その月まで の報酬を支給する。
- 3 監事の報酬は、1回の監査につき 5,000 円とする。
- 4 理事・監事・評議員がその職務のため、本会の主催する会議に出席した際は、費用 を弁償する。その額については、2,000 円とする。ただし、会長が、出席する際の費 用弁償については、支給しないものとする。
- 5 その他、出張等における旅費については、宮若市職員旅費支給条例に準じて支給するものとする。その場合、費用弁償は行わない。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。